

2008年度国民健康保険料 全世帯が大幅値上げ！

後期高齢者支援金を名目に、

「広報こうべ」6月号に、神戸市国民健康保険料の料率・計算方法が掲載されました。

昨年と比較すると、国保料は所得割も均等割も平等割も値上げ！所得割がなくても9,010円の値上げとなり、昨年と市県民税が同じ額でも、誰もが負担増となります。

介護保険料は、所得割・均等割・平等割ともに微減で、所得割がない場合は、590円程度です。

下記の比較表をご覧ください。

神戸市国保料・介護保険料 前年度比較表

	国民健康保険料			介護保険料		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	市県民税 ×	加入者数 ×	1世帯 あたり	市県民税 ×	加入者数 ×	1世帯 あたり
2007年度	1.89	27950	29950	0.42	7390	6080
2008年度	1.93	31270	35640	0.40	7080	5800
(前年差)	0.04	3320	5690	0.02	310	280
08年の均等割・平等割は医療分と後期高齢者支援金を足した額						

～神戸市の国保料値上げの理由と矛盾点～

後期高齢者医療への支援金が設けられたから、、、

従来から国保予算には老人保健拠出金として年間約270億円もの支出を計上しており、後期高齢者支援金として新たに150億円計上されたとしても、75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度へ移行することで、老人保健拠出金の支出が大幅に減額となるのですから、国保料値上げの理由にはなりません。

退職者医療制度縮小で「療養給付交付金」が減るから、、、

市は、後期高齢者医療制度の創設で退職者医療制度の対象者が減少したため、「企業等の健康保険側からの交付金が330億円から約100億円に減少した」と説明。しかし、08年度予算から新たに「前期高齢者交付金」として、約300億円が収入項目として新設されており、「療養給付交付金」の減少分を十分補完できるものです。国保料値上げの理由にはなりません。

08年度予算で「一般会計繰入金」を削減・「激変緩和措置の廃止」まで、

市は、2008年度予算で一般会計から国保への繰入金を約12億円減らしています。激変緩和措置も廃止され、値上げに拍車がかかっています。

「誰もが払える国保料を」 地元議員に要請はがき・市長への手紙運動実施中